

7 平成19年介護サービス施設・事業所調査の概要（案）

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るとともに、介護サービス施設・事業所名簿を作成することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 以下に掲げる介護保険施設及び事業所（詳細は「別紙」）を対象とし、その全数を客体とする。

- ア 介護保険施設
- イ 指定居宅サービス事業所
- ウ 指定介護予防サービス事業所
- エ 指定地域密着型サービス事業所
- オ 指定地域密着型介護予防サービス事業所
- カ 指定居宅介護支援事業所
- キ 指定介護予防支援事業所

(2) 介護保険施設及び訪問看護ステーションの利用者

ア 介護保険施設利用者

全国の介護保険施設の入所者を対象とし、無作為抽出により抽出した施設における平成19年9月末の在所者の2分の1（介護療養型医療施設である診療所については全数）及び9月中の退所者の全数を客体とする。

イ 訪問看護ステーション利用者

全国の訪問看護ステーションの利用者を対象とし、無作為抽出により抽出した事業所における平成19年9月中の利用者の2分の1を客体とする。

3 調査の期日

平成19年10月1日

4 調査の事項

(1) 介護保険施設

開設主体、定員、在所者数、居室の状況、従事者数等

(2) 居宅サービス事業所等（2（1）イ～キの事業所）

開設主体、利用者数、従事者数等

(3) 利用者

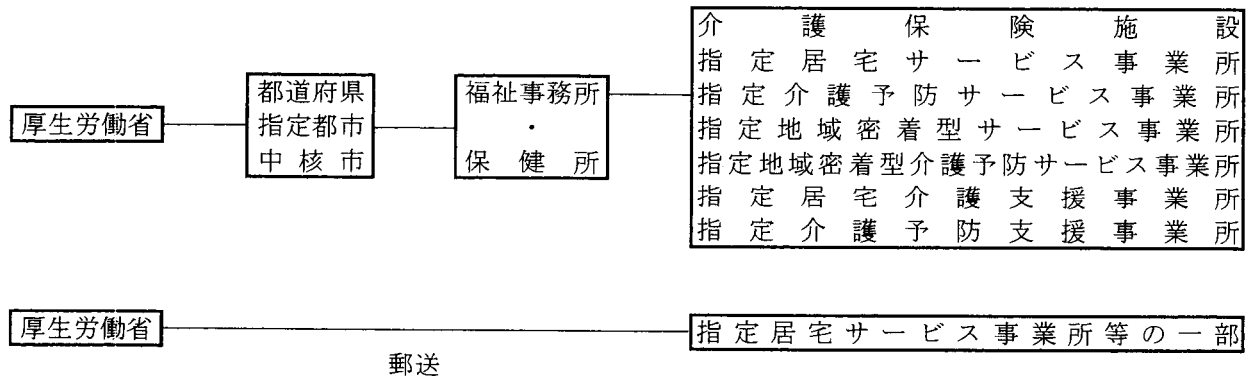
要介護度、傷病名、認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度等（介護保険施設利用者個票・一覧票、訪問看護ステーション利用者個票・一覧票）

5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

介護保険施設、居宅サービス事業所等の管理者が調査票に記入する方式とする。

(2) 調査の系統



6 集計及び結果の公表

集計は厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「平成19年介護サービス施設・事業所調査結果の概況」及び「平成19年介護サービス施設・事業所調査」（報告書）として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）に掲載する。

【調査対象施設・事業所】

ア 介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

イ 指定居宅サービス事業所

訪問看護ステーション、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所療養介護事業所

ウ 指定介護予防サービス事業所

介護予防訪問看護ステーション、介護予防訪問介護事業所、介護予防訪問入浴介護事業所、介護予防通所介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防短期入所療養介護事業所

エ 指定地域密着型サービス事業所

地域密着型介護老人福祉施設、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

オ 指定地域密着型介護予防サービス事業所

介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

カ 指定居宅介護支援事業所

キ 指定介護予防支援事業所

8 第6回21世紀成年者縦断調査 (国民の生活に関する継続調査)の概要(案)

1 調査の目的

本調査は、調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

平成14年10月末時点で20～34歳であった全国の男女(及びその配偶者)を対象とし、そのうち、第5回調査において協力を得られた者等(及びその配偶者)を客体とする。

3 調査の期日

平成19年11月7日

4 調査票の構成及び主な調査事項

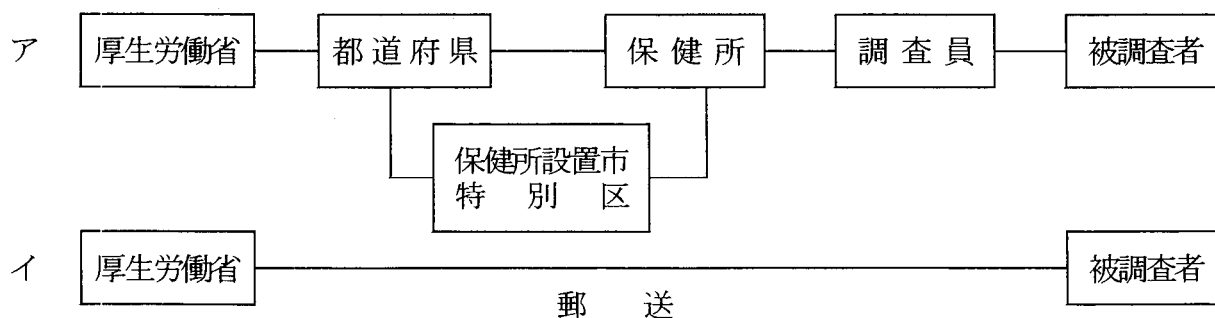
- (1) 女性票……健康の状況、就業の状況、現在の就業意欲、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、配偶者の有無、子どもの状況、家計の状況
- (2) 男性票……健康の状況、就業の状況、現在の就業意欲、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、配偶者の有無、家計の状況
- (3) 配偶者票(女性用)……健康の状況、就業の状況、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、子どもの状況、家計の状況
- (4) 配偶者票(男性用)……健康の状況、就業の状況、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況

5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

- ア 調査員があらかじめ配布した調査票に被調査者が自ら記入し、密封したものを後日調査員が回収する。
- イ 第1回調査以降に転出した者は、厚生労働省から郵送された調査票に被調査者が自ら記入し、郵送により厚生労働省に提出する。

(2) 調査の系統



6 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「第6回21世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査)の概況」及び「第6回21世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査)」(報告書)として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)に掲載する。

10 第7回21世紀出生児縦断調査の概要（案）

1 調査の目的

本調査は、同一客体を長年にわたって追跡する縦断調査として21世紀の初年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の2001年に出生した子を対象とし、1月10日から17日の間及び7月10日から17日の間に出生した子を調査の客体とする。

3 調査の期日

1月出生児については平成20年1月、7月出生児については平成20年7月とする。

4 調査の事項

家族構成、住環境の様子、登下校の様子、放課後の様子、子育て費用、父母の収入、父母の就業状況、子育ての悩み等

5 調査の方法

調査票の配布、回収は、厚生労働省と調査客体のいる世帯と往復郵送方式により行う。

6 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「第7回21世紀出生児縦断調査結果の概況」及び「第7回21世紀出生児縦断調査（平成20年）」（報告書）として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）に掲載する。

11 平成19年度福祉行政報告例の概要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。

3 報告の種類

月報（9表）及び年度報（50表）とする。

4 報告の事項

生活保護関係、障害者自立支援関係、身体障害者福祉関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係

5 報告の方法及び系統

(1) 企画は厚生労働省大臣官房統計情報部が省内各部局の協力を得て行う。

(2) 都道府県、指定都市及び中核市は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省大臣官房統計情報部長に提出する。

6 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「平成19年度社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）結果の概況」及び「平成19年度社会福祉行政業務報告」（報告書）として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）に掲載する。

12 平成19年地域児童福祉事業等調査の概要（案）

1 調査の目的

本調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

平成19年調査は、認可外保育施設のうち、ベビーホテル及びその他の保育施設を利用する世帯の父母の就労状況、利用時間、利用料及び利用サービスの状況等を把握することにより、認可外保育施設における保育内容・保育環境の改善等の推進に資する上での基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

認可外保育施設利用世帯票： 児童福祉法に基づいて届出された全国の認可外保育施設のうち、ベビーホテル及びその他の保育施設を利用する世帯を対象とし、層化無作為に抽出した施設における利用世帯を客体とする。

3 調査の期日

平成19年10月1日

4 調査の事項

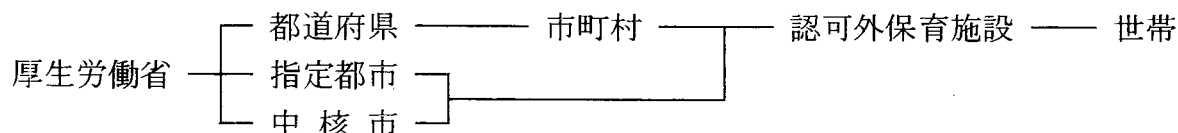
世帯の状況、父母の就労状況、利用時間、利用料、利用サービスの状況 等

5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

市町村を通じて、あらかじめ指定された認可外保育施設に調査票を配付し、当該施設を利用している児童の保護者が調査票を記入した後密封し、施設管理者が回収する。

(2) 調査の系統



6 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局が行い、調査結果は集計完了後、速やかに公表する。

13 平成19年国民生活基礎調査の概要

1 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票、健康票については、平成17年国勢調査区から層化無作為抽出した5,440地区内のすべての世帯（約27万世帯）及び世帯員（約81万人）を調査客体とする。

介護票については、前記の5,440地区から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者等（約7,000人）を調査客体とする。

所得票、貯蓄票については、前記の5,440地区に設定された単位区から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯（約5万世帯）及び世帯員（約15万人）を調査客体とする。

（注：「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。）

3 調査の時期

世帯票、健康票、介護票 平成19年6月 7日（木）

所得票、貯蓄票 平成19年7月12日（木）

（注：所得については、平成18年1月1日から12月31日までの1年間の所得を調査する。）

4 調査事項

世帯票 別居の親・子への仕送り、性、出生年月、世帯主との続柄、配偶者の有無、公的年金・恩給の受給状況、仕事の有無、就業時間・通勤時間、仕事の内容（職業分類）、勤めか自営かの別、就業希望の有無、別居の子の有無等

健康票 入院・入所の状況、自覚症状、治療の状況、通院・通所の状況、傷病名、病気やけが等で支払った費用、日常生活への影響、普段の活動ができなかった日数、健康状態、悩みやストレスの状況、こころの状態、健診受診状況等

介護票	調査票の回答者、介護が必要な者の性別と出生年月、要介護度の状況、居宅サービスの利用状況、介護保険によるサービスを受けていない理由、介護保険料所得段階、介護費用の負担力等
所得票	所得の種類別金額、課税等の状況、生活意識の状況等
貯蓄票	貯蓄現在高、貯蓄の増減の状況、借入金残高等

5 調査の方法

- (1) 準備調査については、調査員が平成17年国勢調査区要図に基づいて、受持ち調査地区を巡回し、調査地区要図及び調査世帯名簿を作成する。
- (2) 世帯票、健康票、介護票、貯蓄票は、あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する。ただし、健康票、貯蓄票については、密封方式とする。
- (3) 所得票は、調査員が世帯を訪問し、面接聞き取りの上、調査を実施する。

6 調査の系統

- (1) 世帯票、健康票、介護票

厚生労働省 — 都道府県 ——— 保健所 ——— 指導員 ——— 調査員 ——— 世帯

┌ 保健所設置市 ┐

特 別 区

- (2) 所得票、貯蓄票

厚生労働省 — 都道府県 ——— 福祉事務所 — 指導員 — 調査員 — 世帯

┌ 市・特別区及び福祉 ┐

事務所を設置する町村

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。

調査結果は「平成19年国民生活基礎調査の概況」及び「平成19年国民生活基礎調査（報告書）」として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) に掲載する。

14 2007年社会保障・人口問題基本調査 (社会保障実態調査)の概要(案)

国立社会保障・人口問題研究所

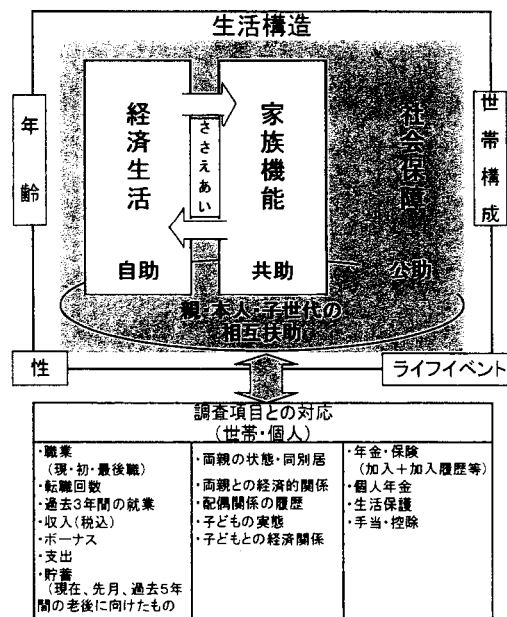
1 調査の目的

社会保障の今後の改革については、年金保険、医療保険、介護保険、子育て支援策、雇用政策などの個別制度から構成されている社会保障制度を、持続可能性が確保されるよう、社会保障全体の給付と負担の在り方を中心に、制度横断的な観点から議論し、見直していくことが指摘されている(平成15年6月社会保障審議会「今後の社会保障改革の方向性に関する意見－21世紀型の社会保障の実現に向けて－」〈はじめに〉)。

このような改革を求められている社会保障制度(公助)は、図のように、引退に備えてどのように経済生活を営むのか(自助)、引退後や要介護状態になった場合に家族の間で(親・本人・子世代の間で)どのように支え合うのか(共助)とも関連している。したがって、制度横断的な検討を踏まえ社会保障制度の柔軟な対応を図るためには、個人・家族の世代間扶助の実態と社会保障の機能に関する実態の両側面を把握することが必要である。

本調査は、このような課題に応え、厚生労働行政が担う社会保障制度の柔軟な対応に向けて、社会保障制度の機能および家族の相互扶助に関する意識と実態を個々の世帯構成員レベルで把握を行う。具体的には、親世代と子世代の連携が重要な機能を果たす日本社会の実態を把握し、家族による相互扶助と、社会保障の給付と負担との関連性について、世帯単位における3世代を対象とした調査を行う。各世代の特徴の解明を踏まえて、2007年問題という緊急な課題である団塊の世代の現役世代へのインパクト(消費・貯蓄行動の変化、年金給付や医療費の増大等)も併せて検証する。

図 生活構造の概念図と調査項目



2 調査の対象および客体

全国の世帯主および世帯員を対象とし、平成19年国民生活基礎調査で設定された調査地区内より無作為に抽出した300調査地区内のすべての世帯の世帯主および世帯員を調査の客体とする。

3 調査の期日

平成19(2007)年7月1日

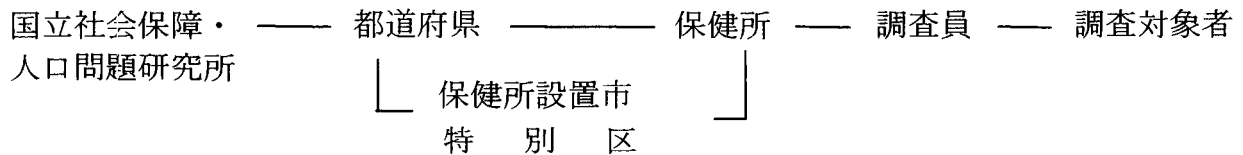
4 主な調査事項

- 1) 世帯の属性
- 2) 世帯主および世帯員の人口学的属性
- 3) 世帯主および世帯員の社会保障制度との関わり
- 4) 世帯主および世帯員間の相互扶助に関する事項

5 調査の方法

この調査は、国立社会保障・人口問題研究所が厚生労働省大臣官房統計情報部、都道府県、保健所を設置する市・特別区および保健所の協力を得て実施する。調査票の配布・回収は調査員が行い、調査票への記入は、世帯票については世帯主、個人票については世帯主を含む該当の世帯員の自計方式による。

6 調査の系統



7 結果の集計および公表

国立社会保障・人口問題研究所がこれを行う。

